

平成 23 年 12月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分	
12	日常生活用具給付事業(地域生活支援事業)			新規	拡大 (継続)
会計区分	款	項	目	所管	
一般会計	3	2	2	保健福祉局 福祉部 障害福祉課	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名		
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名		
根拠法令・条例・規則等	障害者自立支援法第77条第1項第2号 さいたま市重度障害児者日常生活用具等事業実施要綱				
予算要求事業の概要					
内容	重度身体障害児・者に対しストマ用装具、訓練用ベット等の日常生活用具を給付または貸与します。				
目的・目標	<p><目的> 日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的としています。</p> <p><目標></p>				
現状と課題	<p><現状> 主な日常生活用具の給付実績(平成22年度実績) ストマ用装具(手帳所持者)・・・ 12,840件 122,472,959円 ストマ用装具(手帳未所持者)・・・ 250件 2,135,360円 紙おむつ等・・・ 3,801件 42,367,194円</p> <p><課題> 障害児・者の障害程度の重度化や高齢化等により、日常生活を送る上で日常生活用具の給付が増加しています。 また、身体障害者手帳未取得者でも給付可能なストマ用装具についての支給が増加しています。</p>				
今後のスケジュール	利用者へ日常生活用具を納品後、業者より区役所支援課に請求があり、随時支払いを行っていきます。				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	身体障害者手帳所持者数の増加(平成21年度から平成22年度約104%)により新たに日常生活用具の交付申請をされる方が見込まれる他、手帳未取得者に給付できるストマ用装具について利用の増加(平成21年度から22年度約186%)が見られることから、日常生活用具の購入に対する業者への支払いについて、平成24年2月分及び3月分の支払いに不足が生じます。
	実施義務	根拠法令等 障害者自立支援法第77条第1項第2号
	他市の実施状況	政令市：全政令市実施 県内他市：県内全市町村実施
効果	対象者	障害児者
	効果	日常生活用具を給付することにより、障害児・者の日常生活の便宜を図ることができます。

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考	
平成23年度	補正前予算	186,217	<積算内訳> 1 扶助費
	財源内訳		
	国庫支出金 93,108 県支出金 46,554 一般財源 46,555		・国庫補助金 補助率 1/2 ・県補助金 補助率 1/4
12月補正予算	補正予算要求	22,000	<積算内訳> 1 扶助費
	財源内訳		
	国庫支出金 11,000 県支出金 5,500 一般財源 5,500		・国庫補助金 補助率 1/2 ・県補助金 補助率 1/4
12月補正予算	財政局長査定	22,000	<査定内容> 1 扶助費
	財源内訳		
	国庫支出金 11,000 県支出金 5,500 一般財源 5,500		・国庫補助金 補助率 1/2 ・県補助金 補助率 1/4
<査定理由> 日常生活用具に関する扶助費を支給するために必要な経費と判断し、12月補正予算に計上することとしました。			
12月補正予算	市長査定	22,000	<査定内容> 1 扶助費
	財源内訳		
	国庫支出金 11,000 県支出金 5,500 一般財源 5,500		・国庫補助金 補助率 1/2 ・県補助金 補助率 1/4
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。			